|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０4  　　第３章[その２･第20－29条] | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

第20条【信教の自由】

1. (　１　)の自由は，に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も，国から(　２　)を受け，は政治上の(　３　)を行使してはならない。
2. 何人も，宗教上の，(　４　)，又は行事に参加することを(　５　)されない。
3. 国及びその機関は，(　６　)教育その他いかなる(　６　)的活動もしてはならない。

第21条【集会・結社・表現の自由，通信の秘密】

1. 集会，結社及び言論，出版その他の(　７　)の自由は，これを保障する。
2. (　８　)は，これをしてはならない。(　９　)の秘密は，これを侵してはならない。

第22条【居住・移転及び職業の自由，外国移住及びの自由】

1. も，(　10　)に反しない限り，居住，移転及び(　11　)の自由を有する。
2. 何人も，外国に移住し，は(　12　)を離脱する自由を侵されない。

第23条【学問の自由】(　13　)の自由は，これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

1. は，(　14　)の合意のみにいて成立し，が(　15　)の権利を有することを基本として，相互の(　16　)により，されなければならない。
2. (　17　)の，財産権，相続，住居の選定，並びに婚姻及び家族に関するその他のに関しては，法律は，個人の(　18　)と(　14　)の(　19　)的平等にして，制定されなければならない。

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

第25条【生存権，国の社会的使命】

1. すべて国民は，(　20　)で文化的な(　21　)の生活を営む権利を有する。
2. (　22　)は，すべての生活部面について，社会，社会保障及び(　23　)の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【教育を受ける権利，普通教育を受けさせる義務】

1. すべて国民は，法律の定めるところにより，その(　24　)に応じて，(　25　)教育を受ける権利を有する。
2. すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する(　26　)に(　27　)教育を受けさせる(　28　)を負ふ。(　28　)教育は，これを(　29　)とする。

第27条【勤労の権利及び義務，勤労条件の基準，児童の禁止】

1. すべて国民は，(　30　)の権利を有し，(　28　)を負ふ。
2. (　31　)，就業時間，(　32　)その他の勤労条件に関する基準は，法律でこれを定める。

③　(　33　)は，これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権】勤労者の(　34　)する権利及び(　35　)その他の(　36　)をする権利は，これを保障する。

第29条【財産権】

1. (　37　)権は，これを侵してはならない。
2. (　37　)権の内容は，(　38　)に適合するやうに，法律でこれを定める。

③　(　39　)財産は，正当な(　40　)のに，これを公共のために用ひることができる。